別表十七㈢の記載要領第１号中「、第３項若しくは第４項」を「若しくは第３項から第５項まで」に、「の課税対象金額」を「の課税対象金額等」に、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同第11号を次のように改める。

2　内国法人が租税特別措置法施行令第39条の17第３項（特定外国子会社等の事業の判定等）に規定する統括会社に該当する租税特別措置法第66条の６第１項に規定する特定外国子会社等の同項に規定する適用対象金額につき同条第３項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同令第39条の117第３項（特定外国子会社等の事業の判定等）に規定する統括会社に該当する同法第68条の90第１項に規定する特定外国子会社等の同項に規定する適用対象金額につき同条第３項の規定の適用を受ける場合の記載に当たつては、次によること。

⑴　「⑾」及び「⑿」の欄は、記載を要しない。

⑵　「非関連者取引割合$\frac{⑿}{⑾}$　⒀」の欄は、別表十七㈢付表二「32」の欄の金額のうちに別表十七㈢付表二「33」の欄の金額の占める割合を記載すること。

別表十七㈢の記載要領第11号中「「当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額　⒆」」を「「当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額　⒄」」に改め、同第四号中「「子会社から受ける配当等の額　㉕」」を「「子会社から受ける配当等の額　㉓」」に改め、同第五号中「「控除対象配当等の額　㉖」」を「「控除対象配当等の額　㉔」」に改め、同第六号を次のように改める。

6　「適用対象金額$\frac{㉘－㉙－㉚＋㉛}{}$　㉜」の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の６第３項又は第68条の90第３項（特定外国子会社等の事業従事者の人件費の控除）の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の16第８項又は第39条の116第３項（控除の対象となる人件費の額）に規定する人件費の額の合計額の10％相当額を控除した金額を記載すること。この場合において、その合計額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表十七㈢の記載要領第七号中「の課税対象金額」を「の課税対象金額等」に、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同号を同第八号とし、同第六号の次に次の１号を加える。

7　「課税対象金額又は個別課税対象金額㉜×（別表十七(三)付表一「28」の「本人」の欄）　㉝」の欄の内書には、租税特別措置法第66条の６第１項又は第68条の90第１項の規定の適用を受ける場合に、同法第66条の６第１項に規定する課税対象金額又は同法第68条の90第１項に規定する個別課税対象金額を記載すること。

別表十七㈢付表の記載要領第１号中「の課税対象金額」を「の課税対象金額等」に、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同第九号中「課税対象金額等」を「課税対象金額又は個別課税対象金額」に改め、同第十号中「の課税対象金額」を「の課税対象金額等」に、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同表を別表十七㈢付表一とし、同表の次に次の一表を加える。